

岩沼市民図書館展示コーナーご利用案内

岩沼市民図書館には、市民の学習の成果を発表する展示コーナーがあります。

(設置場所)

1. 1階エントランスホール可動式展示パネル
2. 2階セミナールーム外側壁面のピクチャーレール設置面
3. 2階ふるさと展示室外側側面のピクチャーレール設置面
4. 2階セミナールーム前ホール

(利用の申込みについて)

1. 使用対象者

- ・市内に居住する者若しくは通勤・通学する者又はそれらの者により構成された団体
(※ただし、営利又は政治的、思想的若しくは宗教的な勧誘・布教を目的とするものは除く)

2. 展示内容

- ・絵画、書、写真、版画絵等
※ピクチャーレール設置面には、展示用吊り下げワイヤーを使用して展示できるものです。

3. 使用時間及び期間

- ・市民図書館の開館日のうち、午前9時から午後5時まで（搬入・撤去の時間も含みます。）
 - ・使用期間は、3週間以内とします。
- ※図書館の開館日は、図書館カレンダーを参照ください。火曜日から日曜日。

4. 使用申請の手続き

①申請書の提出

市民図書館に、使用希望日の空き状況を確認の上、使用希望日の3ヶ月前から1週間前までに「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可書」を提出してください。受付時間は市民図書館の開館日の午前10時～午後5時までとなります。

②使用の許可等

展示コーナーの使用が許可又は不許可された場合は、「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可・不許可決定通知書」が交付されます。この通知は、展示物を搬入・撤去するときは、携帯し、職員から提示を求められたら提示できるようにしておいてください。

5. 使用の取り消し

使用日までに、展示コーナーを使用しなくなった場合は、すぐに連絡してください。

6. 許可の取り消し

次の各号に該当する場合は、使用の許可を取り消し・中止・制限を行います。

- (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 使用目的又は条例に違反したとき。

- (3) 市民図書館の公共性又は運営上、不適切と判断したとき。
- (4) その他、教育委員会が不適切と認めたとき。

7. 使用料

無料

8. 貸出機材

- ・ピクチャーレール
- ・展示用吊り下げワイヤー
- ・脚立
- ・台車

※市民図書館の展示用品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を得てください。

(使用上の注意)

9. 使用者の責務

- ①使用者は、展示物の搬入、配置及び搬出の際は、市民図書館の運営に支障を来たさないように努めるとともに、展示物の管理に万全を期するよう努めること。万一、展示物が盗難、破損等の被害を受けた場合は、教育委員会は一切責任を負わない。
- ②使用者は、展示物を観覧する者の安全確保と事故防止のため、必要な措置を講じること。
- ③使用者は、教育委員会が管理する施設、設備、備品等を損傷又は紛失等したときは、速やかに教育委員会に届けるとともに、修理復旧等に努め、原状に復すること。その修理復旧等に要する費用は、使用者が負担すること。
- ④使用者は、展示コーナーを使用した後は、原状に復すること。

10. 搬入・展示・搬出における注意

- ①午前9時から午後5時までの間に行うこと。
- ②搬入・展示・搬出は主催者側で行うこと。
- ③釘・押しピン・画鋏等の使用及びテープ類の使用により、壁に修正不能な傷をつける展示方法は禁じており、行わないこと。

11. その他の注意

- ①使用時間の厳守してください。
- ②飲食は、1階エントランスホールと2階のセミナールーム前のホールで行ってください。
- ③貸出機材は、数量があっているか、破損がないかを確認し返却をお願いします。
- ④館内、敷地内は全面禁煙となっています。
- ⑤ゴミは持ち帰るようお願いいたします。
- ⑥図書館利用者に迷惑となる行為はしないでください。(例：大きな音を出すような行為)

[平成29年7月1日発行]

問い合わせ先 岩沼市民図書館 電話：24-3131